

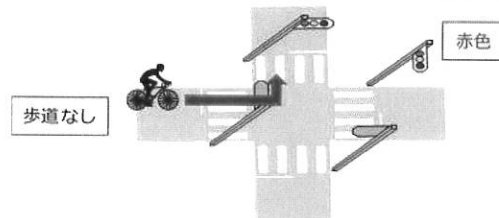
交通安全テスト (中学・高校生用)

- ① 自転車で植木やフェンス等により見通しが悪い交差点を通行するときは、左右の安全確認をしっかりとすれば、徐行までは必要ない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

- ② 歩道のない道を自転車で走っている時に、下の図のように信号が赤色でも、矢印方向へ進むのは信号無視とならない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。



- ③ 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手が立ち去ってしまった場合、どうしなければいけないか、下の枠内に答えを書きましょう。

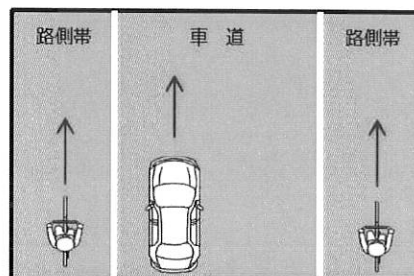
答え

- ④ 自転車で道路の左側を直進中、前方の車が左折しようと左合図を出して減速したので、先に直進しようと思い左側を通り抜けた。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

- ⑤ 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。



交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車で植木やフェンス等により見通しが悪い交差点を通行するときは、左右の安全確認をしっかりとすれば、徐行までは必要ない。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

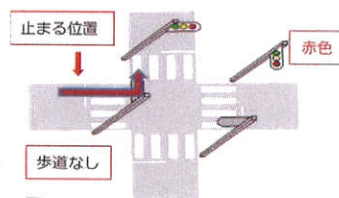
自転車も徐行しなければなりません。
見とおしの悪い交差点は事故が起こりやすい危険な場所です。
通行する際は徐行や一時停止し、左右の安全確認をしてから通行しましょう。



- ② 歩道のない道を自転車で走っている時に、下の図のように信号が赤色でも、矢印方向へ進むのは信号無視とならない。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車は車の仲間です。
左折する時には、対面の信号機が青になってから曲がらないといけません。
図のように、赤信号で左折すると信号無視になりますので、信号が青色になるまで停止線の手前で待ちましょう。



- ③ 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手が立ち去ってしまった場合、どうしなければいけないか、下の枠内に答えを書きましょう。

★解説★

自転車でも交通事故を起こしてしまった場合、直ちに運転をやめて警察に事故の届け出をしなければなりません。
電話がなければ、周りの人に協力を求めるなどして、警察への届け出はすぐにその場でしましょう。

答え

110番通報をする等して、警察官に交通事故の届出をする。 など

- ④ 自転車で道路の左側を直進中、前方の車が左折しようと左合図を出して減速したので、先に直進しようと思い左側を通り抜けた。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

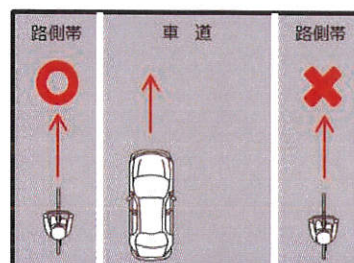
左折しようとする車両が左に寄ろうと合図を出した場合、その後方を走行している自転車は、その速度または方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、左折車両の進路変更を妨害してはいけません。



- ⑤ 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

道路の左側の路側帯は走行できますが、右側の路側帯は走行することができません。
自転車も車両の仲間です。
左側走行を守りましょう。



＜交通安全テスト＞

解答・解説（中学・高校生用）

- ① 自転車で植木やフェンス等により見通しが悪い交差点を通行するときは、左右の安全確認をしっかりとすれば、徐行までは必要ない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

★ 見とおしの悪い交差点を通行するときは、徐行しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第42条（徐行すべき場所）

車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

1 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。

2 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

＜指導のポイント＞

見とおしの悪い交差点は、自分自身も、左右から通行してくる車からもお互いの存在が見えにくく、発見が遅れて事故につながる危険性が高い場所です。

見通しの悪い交差点を通行するときは徐行し、左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

- ② 歩道のない道を自転車で走っている時に、下の図のように信号が赤色でも、矢印方向へ進むのは信号無視とならない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

★ 自転車で左折する時は、信号を守らなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令 第2条第1項・第4項（信号の意味等（概要））

青色の灯火

自転車は、直進をし、又は左折することができること。

赤色の灯火

自転車は、停止位置を越えて進行してはならないこと。

★ 停止位置とは、次に掲げる位置（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前）をいう。

1 交差点（交差点の直近に横断歩道等がある場合においては、その横断歩道等の外側までの道路の部分を含む。）の手前の場所にあつては、交差点の直前

＜指導のポイント＞

自転車で交差点を左折するときは、しっかり信号を守りましょう。

信号が赤色の場合、車道を走っているときは停止線の直前で止まり、信号が青色に変わって

もすぐ進み始めるのではなく、周りの安全確認をしてから進むようにしましょう。

また、交差点の手前で停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

③ 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手が立ち去ってしまった場合、どうしなければいけないか、下の枠内に答えを書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 交通事故があった時は、負傷者の救護や警察への事故の届出等をしなければなりません。

駐車車両のように、現場に相手がいなかったり、相手がいたのにその相手が事故現場から立ち去ったような場合でも、警察への事故の届出等は必要です。

【関係法令等】

- 道路交通法 第72条第1項（交通事故の場合の措置(抜粋)）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- 救護措置義務違反（死傷事故の場合（ひき逃げ））
 - ・ 運転者（人の死傷がその運転者の運転に起因する場合）
→10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・ 運転者（上記以外の場合）
→5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・ 軽車両（自転車等）の運転者
→1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 報告義務違反（あて逃げ）
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

軽車両の運転者を除く

<指導のポイント>

自転車も車の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

相手が『人の乗っていない駐車車両』でも確実に届け出をしましょう。

また、交通事故を起こした場合は、怪我をしている人がいれば救急車を呼ぶとともに、警察官に事故の届出をしましょう。

④ 自転車で道路の左側を直進中、前方の車が左折しようと左合図を出して減速したので、先に直進しようと思い左側を通り抜けた。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 左折しようとする車両が道路の左側端に寄ろうとして合図を出した場合、その後方から進行する自転車は、その合図をした車両の進路変更を妨害してはなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第34条（左折または右折（抜粋））

- 1 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。
- 6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度または方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

<指導のポイント>

自動車の左側方はドライバーの死角になるなどドライバーから見えにくく、気づかれない恐れが高いため、自動車の左側方に入り込むと事故の危険があります。

自動車の左側方にはできる限り入らないようにしましょう。

- ⑤ 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。

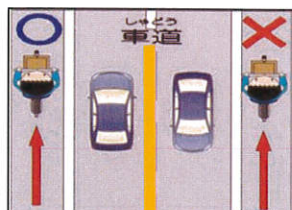
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することはできるが、右側部分の路側帯を通行することはできません。
- 道路交通法 第17条第1項（通行区分（抜粋））
車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。
- 道路交通法 第17条の2（軽車両の路側帯通行）
 - ・ 第1項
軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。
 - ※ 自転車で道路の右側部分の路側帯を通行すれば通行区分違反になります。
 - ・ 第2項
前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

<指導のポイント>

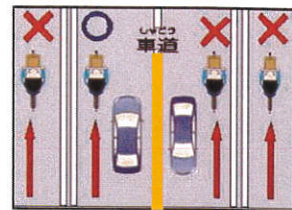
路側帯は3種類あります。



- ※ 路側帯
(白い1本線)
左側の路側帯は通行できる。



- ※ 駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)
左側の路側帯は通行できる。



- ※ 歩行者用路側帯
(白い線が2本)
通行できない。
車道の左端のみ可。